

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人が主張する資格喪失日であったと認められることから、申立期間の資格喪失日について、昭和62年9月30日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から62年9月30日まで

私は、夫が社長であったA社において、昭和51年6月1日から62年9月30日までの間、厚生年金保険に加入していたはずなのに、社会保険庁の記録では、私の資格喪失日は61年4月1日となっている。

しかし、社長や他の従業員の資格喪失日は昭和62年9月30日となっており、同様に勤務していた私だけが、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述などから、申立人は、申立期間を含めて申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が、当初、申立事業所が適用事業所でなくなった日と同一日の昭和62年9月30日と記録されていたところ、同日より後の63年1月13日付けで、さかのぼって61年4月1日に訂正されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本では、申立人が昭和51年6月1日から62年10月10日までの間、申立事業所の取締役となっているが、遡及訂正処理時点（昭和63年1月13日）には、申立事業所は既に解散していることが確認できる。

加えて、申立人及び申立事業所の元総務経理担当者が、申立人は勤務期間を通して、社会保険事務等についての権限を有していなかったと供述しているこ

となどを踏まえると、上記の遡及訂正処理について、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的理由は無く、被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和62年9月30日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年9月9日から27年9月9日まで
② 昭和29年5月1日から35年8月1日まで

申立期間①については、昭和21年9月9日から29年4月5日までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、このうちの申立期間①について、厚生年金保険の加入記録が無いとしている。しかし、私の厚生年金保険被保険者証には、はじめて資格を取得した日として「昭和21年9月9日」と記載されているので、私が当該事業所に就職したのが21年であることは確かである。

申立期間②については、B社のC営業所で勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では加入記録が無いとしているが、私が当該期間中、当該事業所で運転手として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険へ加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管する厚生年金保険被保険者証(35.9-7滅失再交付)では、「はじめて資格を取得した年月日」として、「昭和21年9月9日」と読みとれる記録がある。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の記号番号と申立人が保管する厚生年金保険被保険者証の記号番号が同一番号であることが確認できるところ、申立人の被保険者資格について、昭和27年9月9日に取得、29年4月5日に喪失と記録されていることが確認できるのみであり、申立期間の始期である21

年9月9日の前後においても、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

また、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の被保険者資格取得日が昭和27年9月9日と記録されていることが確認できるとともに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿でも、申立人の申立事業所における年金番号の取得日が27年9月9日と記録されていることが確認できるのみである。

さらに、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、複数の元同僚から聴取したものの、申立てを裏付ける関係資料、供述等を得ることはできなかった。

申立期間②については、元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、B社のC営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和30年10月1日であることが確認できることから、当該事業所は申立期間②のうち、29年5月1日から30年10月1日までの間は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間当時に当該事業所で勤務していた元同僚は「昭和33年3月に入社したが、35年4月までの2年間、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と供述しており、当該元同僚が申立人と同じ運転手であったと記憶している2人の元同僚は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

さらに、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、B社に係る被保険者記録は無い上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立期間②において申立人の氏名は無い。

加えて、B社は、昭和42年11月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 16 日から同年 8 月 21 日まで
② 昭和 48 年 2 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 6 月 8 日から同年 9 月 4 日まで
④ 昭和 51 年 2 月 7 日から同年 3 月 10 日まで
⑤ 昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①についてはA社で、申立期間②についてはB社で、申立期間③についてはC社又はD社若しくはE社で、申立期間④についてはF社で、申立期間⑤についてはG社で、それぞれ勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、全申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は就職に当たっては、社会保険のある会社を選択しており、いずれの会社からも保険証をもらっていたので、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。

各申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社では、申立期間当時の社会保険事務を担当していた元社長は既に死亡し、また、申立期間当時の関係書類を保存していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等は不明としている。

また、元同僚は「A社に入社後2、3か月間は、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では申立期間①当時、従業員を入社後、直ちには厚生年金保険へ加入させていなかったこ

とがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録等では、B社は、商号変更する前のH社として、申立期間を含む昭和40年5月1日から55年12月6日までの間、厚生年金保険の適用事業所として確認できるものの、B社を引き継いでいることが商業登記簿謄本で確認できるJ社では、「H社の権利をB社から買い取ったが、申立期間当時の社会保険関係書類は保管していない。」と供述しており、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等が不明である。

また、当時勤務していた者から供述を得られたが、申立人の情報は得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するH社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

申立期間③については、申立人は申立事業所として3社を挙げているところ、このうち、C社という事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。同事業所と名称等が類似し、所在地が申立てと一致する事業所があるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間の後の昭和62年7月1日からとなっている。

また、D社は、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できるものの、昭和61年4月1日付けで、既に適用事業所ではなくなっていることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等が不明である上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

さらに、E社は、厚生年金保険の適用事業所として現存しているものの、当該事業所では、申立期間③を含む創業当初から現在までの間、申立人が主張する所在地に関連事業所は無いとしている上、当該期間当時の関係書類は保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等が不明であるとしており、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

申立期間④については、元同僚が「F社では、私は他の従業員と同様に、入社後1、2か月经ってから厚生年金保険に加入している。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では当該期間当時、従業員を入社後、直ちには厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立事業所では、申立期間④当時の関係書類は保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等が不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間④において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

申立期間⑤については、社会保険庁のオンライン記録では、G社という名称で、申立人主張の所在地と一致する事業所が、当該期間の後の昭和63年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるのみである。

また、元同僚は「私がG社で働き始めたのは、昭和51年か52年ごろで、当該事業所の適用時期は63年1月1日であり、申立期間⑤当時は適用事業所となっていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 23 日から 54 年 3 月 1 日まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は、申立事業所に臨時補充員として採用された際、社会保険に加入させるとの話があったので、厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の上部機関であるB社C支社が発行した履歴事項証明書等から、申立人が申立期間中、A社で臨時補充員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社C支社では、申立期間当時、厚生年金保険に加入するかどうかの判断については、申立事業所を含む各事業所に任せていたとしているところ、社会保険庁のオンライン記録では、A社は申立期間中、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人及び元同僚の供述では、申立事業所には申立期間当時、10人程度の職員が在籍していたとしているところ、申立人を除く職員はすべて共済年金に加入していたとしており、当該元同僚は正式に採用された日から共済年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立事業所では、申立期間当時の関係資料等は保管していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

加えて、雇用保険の被保険者情報では、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。